

なんば広場の購買施設等設置要領

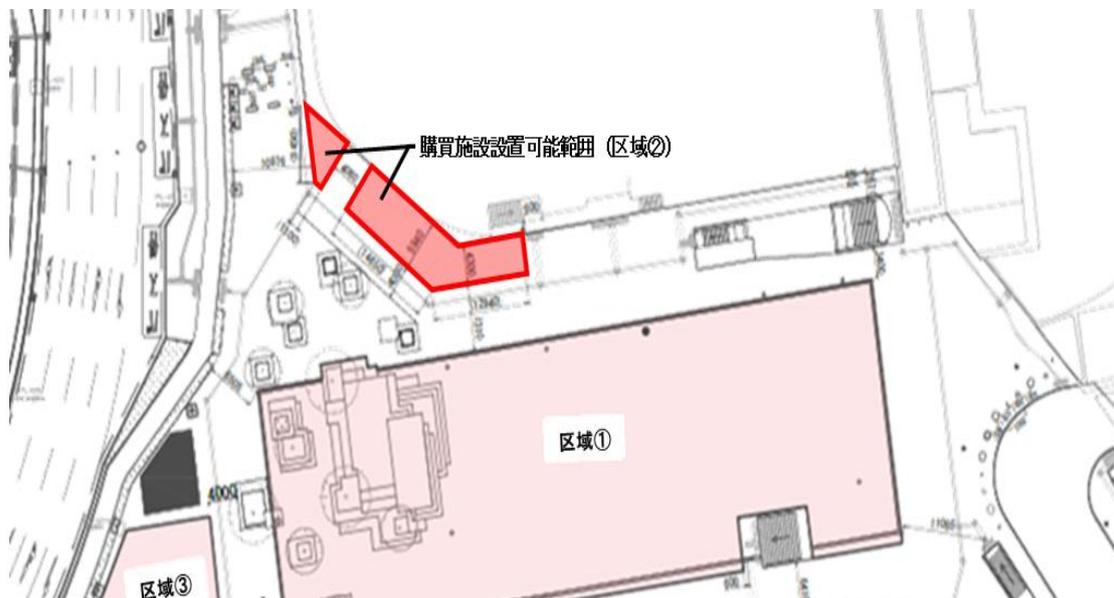
1 方針

購買施設等は、次のいずれにも該当するものであることとする。

- (1) 広く一般に対して物品の販売又は宣伝を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと。なお、飲食物に関するものは不可とする。
- (2) 公序良俗に反し、社会通念上不適当と認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。
- (3) 夜間や強風時には、いたずらや強風により、占用許可を受けた区域外に当該施設等を構成する物件、商品等が散乱したり、落下、倒壊等による事故が発生したりすることのないよう、屋内への収納や一時的な撤去等の適切な管理がなされるものであること。

2 占用の場所

下図のとおりとする。（「市道南北線（通称：なんば広場（仮称）」に設ける歩行者利便増進施設等に係る公募占用指針（令和7年3月）における歩行者利便増進区域「区域②」（168㎡）の範囲）



3 構造等

購買施設等の構造等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。購買施設等は、必要最小限度の規模とすること。また、信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせないものであること。

- (2) 歩行者等の視野を妨げないものであること。購買施設等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、歩行者等の安全策が講ぜられたものであること。
- (3) 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通支障を及ぼすことがないと認められるものであること。

なお、次に掲げる事項に該当する購買施設等の占用は、許可しないものとする。

ア 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの（社会通念上妥当と判断される物件であって道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。）

イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの

4 設置の条件

購買施設等の設置に当たっては、特に次に掲げる条件を遵守すること。

- (1) 購買施設等の従業員は当該施設内で活動することを原則とし、施設外での客引き、宣伝活動等を行わないこと。
- (2) 購買施設等の設置により多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通に支障を及ぼさないよう、行列の整序その他必要な措置を講ずること。
- (3) 公序良俗に反し、社会通念上不相当と認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。
- (4) 常駐警備員の配置及び自転車の侵入を防止する柵（チェーンポール等）・プランターの設置といった安全対策を講じること。これらの安全対策によらない場合は交通管理者協議を行うこと。
- (5) 設置にあたっては、下記の「広場で実施可能な企画」との適合性を「なんば安全安心にぎわいのまちづくり協議会」において確認すること。

《広場で実施可能な企画》

- ①なんば・大阪・関西エリアの魅力を発信する企画
- ②なんばエリアのブランド価値を向上させる企画
- ③新しい文化・プレイヤーを創出する企画
- ④エリア全体の回遊性を向上し、経済効果をもたらす企画
- ⑤その他、公共性・公益性があり、広場管理運営事業者が認めた企画

5 購買施設等の運用

購買施設等の運用については、認定計画提出者の責任のもと行うものとするほか、認定計画提出者以外のもの（以下、使用者という。）が購買施設等において販売又は宣伝を行う場合は、特に次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 認定計画提出者は、使用者が認定計画提出者に支払う維持管理協力金の額、使用者の選定方法、安全管理に関する事項などを取りまとめた使用ルールを定め、公表すること。
- (2) 維持管理協力金の日額は、大阪市道路占用料条例（昭和 28 年条例第 16 号）で定める占用料の 10 分の 1 以上の水準とすること。
(参考) 大阪市道路占用料条例（昭和 28 年条例第 16 号）「別表」における「法施行令第 7 条第 8 号に掲げる施設のうちその他のもの」：近傍類似の土地の時価に 0.025 を乗じて得た額
(当該地における令和 6 年の相続税路線価に基づき算出した場合、332,000 円/㎡・年)
- (3) 認定計画提出者と使用者が協力して安全管理をおこなうこと。
- (4) 使用ルールについては、本市と協議して作成すること。